平成２７年（フ）第６９６号
千葉県八千代市八千代台東１丁目28番２号　グロースハイツ105号室
債務者　御子柴京子
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７１２号
千葉市花見川区千種町159番地９　カサグランデＧ　106号
債務者　島村源九郎
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２４号
千葉県館山市早物36番地の１　平砂浦ビーチホテル寮
債務者　駒井　淳志
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで　千葉地方裁判所館山支部

平成２６年（フ）第５２３号
川崎市多摩区中野島６丁目28番14号　グリーンメゾン　102、前住所川崎市麻生区高石１丁目９番６号　メゾンド百合ヶ丘第１　101
債務者　木村　重信
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１８８号
川崎市多摩区西生田３丁目２番18号　沖コーポ　101
債務者　梅原　英生
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３４５号
川崎市宮前区犬蔵３丁目６番２―107号　グリーンコーポ
債務者　盛　　竜也
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３６０号
川崎市幸区柳町８番地３　柳町ビル　306
債務者　亀山　文月
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３６４号
川崎市宮前区平２丁目９番20号　山田荘　101
債務者　田中　政子
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３８３号
川崎市多摩区生田１丁目20番24―203号
債務者　藤田　知幸
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３９７号
川崎市麻生区はるひ野５丁目５番８号　アイリスコート　201
債務者　佐藤　昭彦
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４０７号
川崎市幸区古市場１丁目28番地10　小倉荘　201
債務者　八幡　美香
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４１１号
川崎市多摩区生田８丁目29番８号
債務者　相田　和彦
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４１９号
川崎市多摩区東生田４丁目12番５号　おしどり荘　106
債務者　川田　祐弘
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４２５号
川崎市宮前区平１丁目２番15号　シドニーＡ　101
債務者　清水　鉄美
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４３１号
川崎市中原区今井西町11番28号　めぐみハウス　201、住居表示変更前川崎市中原区今井西町185番地　めぐみハウス　201
債務者　川田三津江
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４３６号
川崎市麻生区王禅寺東４丁目13番８号
債務者　横田香代子
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係